

議長（福田会長）

会議資料 6 ページの議案第 31 号「社会福祉・援護関係事業の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（檀淵保健福祉部長）

議案第 31 号「社会福祉・援護関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

社会福祉援護関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

2 各市町に共通の各種福祉団体及び補助金等については、合併時に、宇都宮市の団体へ整理統合する。ただし、河内町が実施している福祉団体（町軍恩連河内支部，ボランティアひまわり）への補助金については、概ね 3 年を目途に廃止する。

3 上三川町，上河内町，河内町が実施している日本赤十字社事務については、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施する。

4 上三川町が実施している社会福祉施設小規模整備費補助金については、宇都宮市の制度に統一する。

5 上河内町，河内町の民生委員を兼務する福祉委員については、民生委員の制度に統一することといたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたします。参考資料の 21 ページをお開き願います。

はじめに、民生委員・児童委員などの社会福祉・援護関係事業につきましては、記載のとおり、それぞれの町におきまして種々の事業に取り組んでおります。これらの事業の取扱いにつきましては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整することといたしました。

また、上河内町，河内町における民生委員を兼務する福祉委員につきましては、活動報酬を支払っておりますが、同じ役割を担っておりますことから、民生委員の制度に統一することといたしました。

次に、22 ページの社会福祉協議会補助金をはじめとする各市町に共通の各種福祉団体及び補助金等につきましては、合併時に宇都宮市の団体へ整理統合することにいたしました。

このうち社会福祉協議会につきましては、現在、1 市 3 町の社協による合併協議会を設置し調整を図っていることから、社協と連携をとりながら合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整することといたしました。

なお、河内町における町社会福祉協議会に事務所を設けている福祉団体に対する補助金につきましては、宇都宮市において補助金を見直し、時代に応じたものとする検討を行っていることから、当該補助金についても整理する必要性があり、概ね 3 年を目途に廃

止することといたしました。

次に、23 ページに記載しております上三川町、上河内町、河内町の3町が実施している日本赤十字社事務につきましては、宇都宮市の制度に統一し、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施することといたしました。

次に、上三川町において、国庫補助事業の補助要件を下回るものを対象に実施しております民間保育所への小規模整備費補助金につきましては、宇都宮市の制度に統一することといたしました。

最後に、24 ページから 25 ページに先進事例を記載いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第 31 号につきまして専門部会の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

無いようですので、お諮りいたします。議案第 31 号「社会福祉・援護関係事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

それでは、議案第 31 号は原案のとおり決定いたします。